

神奈川県における 犯罪被害者等支援の取組み

神奈川県では、犯罪被害者等基本法等を踏まえ、支援施策・事業を

- ①経済的支援等の実施
- ②精神的・身体的被害の回復・防止
- ③犯罪被害者等への理解の増進、
- ④支援体制の整備
- ⑤支援充実に向けた研修等

という5つの柱に体系的に整理し、取り組んでいます。

主な事業内容

■経済的負担の軽減■

- 被害の程度（死亡・重症病・障害）に応じて、被害者や遺族の方に給付金を支給
- 県立及び県内私立高等学校等に在学する交通遺児に対し、授業料を軽減、免除
- 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の一部を負担

■居住の安定■

- 犯罪等により現在の住居に居住することが困難になった方に対し、県営住宅の一時使用による支援
- DV被害者や被虐待児童等の一時保護
- 女性保護施設における入居者の日常生活支援

■保健・医療サービス等の充実

- 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供
- 少年相談員等による相談、精神的ケアの充実
- 高次脳機能障害を負った方への支援
- 里親制度の充実



悲しみを 希望にかえる 社会のささえ

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」

■被害の防止等■

- パトロール等による再被害防止の強化
- 児童虐待の防止等を目的とした「要保護児童対策地域協議会」の運営支援
- 「かながわ子ども虐待ナイトライン」を開設し、相談体制の整備

■早期回復へ向けた適切な対応の推進■

- 「被害者の手引き」〔遺族用・被害者用・女性用（性犯罪）・交通用）の交付
- 民間支援団体を通じた自助グループの紹介
- 事情聴取、実況見分の補助等を行う「指定被害者支援要員」を活用した支援
- 被害者カウンセラーによる支援

■理解の増進■

- 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）等における広報、啓発
- 「くらし安全指導員」を活用した広報、啓発
- ホームページ、ラジオ等による広報、啓発

■相談体制の整備■

- 被害者の精神的ケアにも配慮し、支援施策全般に係る相談に対応する「総合相談窓口」の設置
- DV、暴力団、性犯罪、交通事故被害等に対する特定被害相談窓口の設置
- 被害少年のための電話相談コーナーの設置
- 児童・生徒の心の問題に対応するスクールカウンセラーの設置

■民間団体等との連携・支援■

- NPO 神奈川被害者支援センターと連携した支援
- DV被害等の支援活動を行う民間団体に対する支援

神奈川県 犯罪被害者等支援ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzensin/sien.html>
にて詳細がご覧いただけます。

【お問い合わせ先】

神奈川県安全防災局安全・安心まちづくり推進課

電話：045-210-3511（直通）

神奈川県警察本部警務課被害者対策室

電話：045-201-1212（代表）

認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター

事務局電話：045-430-5070



犯罪被害者等を温かく 支える地域社会を目指して

このちらしは、県民の皆様、犯罪被害者等の方々、置かれている状況やそれらの方々の名誉や平穏な生活への配慮の重要性等について、理解を深めていただくとともに、県・警察・民間支援団体が取組んでいる犯罪被害者等の方々への支援施策についてお知らせするために作成しました。

相談窓口のご案内

～お気軽にご相談ください（相談無料）～

●犯罪被害者等総合相談窓口

受付時間等：平日10時～16時

（土日、祝日、12月29日～1月3日は休み）

電話：045-210-3530 FAX：045-210-8954

所在地 横浜市中区日本大通1 県庁第2分庁舎1階
安全・安心まちづくりセンター内

●各警察署警務課住民相談係

お住まいの警察署へ問い合わせください。

●神奈川県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

国税庁認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

受付時間等：平日10時～16時

（土日、祝日、12月29日～1月3日は休み）

電話：045-430-5072 FAX：045-430-5075

犯罪被害者の方々を温かく支える地域社会づくりを目指して

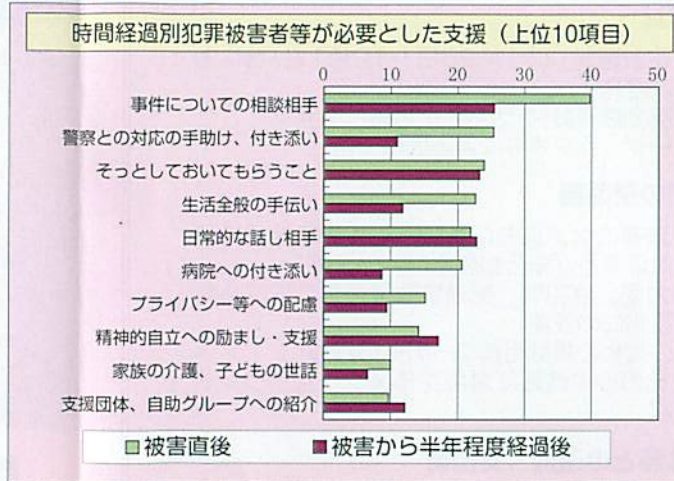
犯罪被害者の方々のおかれている現状

犯罪の被害者の方々は、犯罪による直接的な被害（けがをする、家族を失う）だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は「二次的被害」と言われ、例えば

- 精神的ショックを受けたり、身体の具合が悪くなる。
- 医療費の負担や働けなくなることにより経済的に苦しくなる。
- 捜査や裁判等の過程での精神的、時間的負担
- 近隣の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感などがあります。そのうち最も深刻なものが精神的被害で、被害者の方々の心情に配慮しない言動が原因となる場合が多く見受けられます。

〈内閣府一犯罪被害者等に関する国民意識調査結果（抜粋）〉

- 国民一般は、犯罪被害者等は多様な支援を受けていると考えている人が多いが、犯罪被害者等は、支援を受けることができていないと感じている。
- 犯罪被害者等は、「事件のことはあえて触れないで普段どおりに接する」を回復につながり易いと回答する人が多かった（37.2%）。
- 「犯罪被害者を見守ろうとあえて距離を置く」については、回復につながり易いと回答する犯罪被害者等は 8.7%に過ぎない。



〈二次的被害の具体例 — (社)被害者支援都民センター調査結果（抜粋）〉

- 近所の人から
 - ・「お金が入ったんでしょう？」と言われた。
 - ・こそこそと逃げるような態度をとられた。
- 警察から
 - ・事件の説明がなかった。
 - ・「加害者も助けなければならないから」と言われた。
- 役所から
 - ・事件後、仕事も出来ず収入もないのに、国民健康保険の更新をしてもらえず病院にも行けない。
- 職場から
 - ・「これから大変だろうから」と退職を勧められた。

○二次的被害を受けたことがあると答えた人、87.3%

誰から

- 1位 近所の人から (58.3%)
- 2位 警察から (51.0%)
- 3位 弁護士から (40.6%)

みんなが理解し、配慮し、できる支援を！

県民の皆さんは

- 犯罪被害者の方々への理解を深める
- 犯罪被害者の方々の立場や心情に配慮する
 - ・無責任なうわさ話をしない
 - ・興味本位で話しかけない
 - ・プライバシーに踏み込まない等
- 自分のできる支援を行う
 - ・普段どおり接する
 - ・家事を手伝う
 - ・支援ボランティアとして活動する等

※ボランティア活動のお問い合わせは、
神奈川被害者支援センターへ
(連絡先電話 045-430-5070)

民間支援団体は

- 相談（電話、面談）
- カウンセリング、付添等直接支援
- 自助グループ支援
- 調査研究
- 広報等

※自助グループ
被害に遭われた方が、同じような被害に遭われた方と安心して話し合うことにより、その辛さを乗り越え、その人が本来持っている力を取り戻している場

県・警察は

- 支援施策・事業を体系的に整理し、支援を実施
- 現在は、支援施策の充実と犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定に向けた検討を実施

※県・警察の支援施策・事業については、裏面を御覧ください。